

ハローワークの市場化テスト 主な論点について

平成19年7月30日
官民競争入札等
監理委員会事務局

【論点1】「失業認定を厳正に行うための職業紹介」を官のみが行うことの適否について

【厚生労働省の考え方】

○「失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う」ことが必要。(平成19年5月9日経済財政諮問会議 厚生労働省提出資料)

具体的には以下のとおり。

* 雇用保険の受給資格者は、離職後、まずハローワークの官の職業紹介部門に出頭して、求職の申込みをしなければならない

* 受給資格者は、4週間に1度ハローワークに出頭して失業認定を受ける日に、必ず官の職業紹介部門で職業紹介を受けなければならない

○ 失業認定に伴う職業相談・紹介は、失業認定の一環として行っている職業相談・紹介(以下「職業紹介等」という。)であり、以下の理由から引き続き官の窓口で実施する必要がある。

① 失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等は、相互に指示し合うものである。このため、失業認定の一環として行っている職業紹介等の業務が民間委託された場合、当該指示については、公共職業安定所長から受託事業者への業務遂行方法の個別具体的指示となるものであり、また、諾否の自由もないことから、厚生労働省所管法である労働者派遣法に規定する他人の指揮命令に該当するものであり、適正な請負事業として実施できない。

② ①の問題点をクリアーするため、失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等を分離し、後者を適正な請負業務として実施することは、失業認定業務の適格性の観点から問題あり。

③ 失業認定の具体的方法に関し、不正受給の見分け方についてまでも、受託企業に情報開示する必要があり、犯罪捜査方法の開示と同様、情報管理の面で問題あり。

○雇用保険受給者は、求職のため月3~4回程度はハローワークを訪れることが通常であり、4週間に1度の失業認定の際に官が職業紹介等を実施しても、受託事業者の職業紹介窓口は十分利用される。イコールフットिंगの問題については、官民比較の評価の対象から、失業認定の一環として行っている職業紹介等を除外することによって対応可能と考える。

【議論のポイント】

○失業認定に伴う職業相談・紹介を官のみに行わせることは、官民のイコールフットिंगの観点から問題あるのではないかと。

○失業認定を行うのは官であるとしても、その判断の前提となる職業紹介・相談は民(受託事業者)であっても実施可能であり、官のみに行わせる合理性が不明確ではないかと。

【論点2】 求人情報を受託事業者に提供する際の求人企業の同意の要否について

【厚生労働省の考え方】

- 事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者を提供する。(平成19年5月9日経済財政諮問会議 柳澤臨時議員提出資料)
- 求人情報を、受託事業者に提供することについて、企業の同意を得ずに、受託事業者に提供することは、今後の業務運営に支障が生ずるおそれ(経済団体や個別の企業からも強い要請あり)がある。具体的にはセーフティネットとしての求職者の就職実現の大前提となる求人確保が、実態として困難となるケースの発生が懸念され、受託事業者に提供する情報について、企業の同意を取ることは不可欠。
- 厚生労働省としても、イコールフットINGを確保できるよう、求人企業からの同意を極力取れるよう努力する。あわせて、受託事業者の信頼性を高めるため、入札資格は厳格化する。

【議論のポイント】

- 官民のイコールフットINGを確保するためには、官民が同様の求人情報を利用できることが必要ではないか。
- 受託事業者は、官の監督下において公共サービスを実施する者であることを踏まえると、求人企業からの同意がなくても、求人情報を受託事業者に提供することは可能ではないか。